

消費者支援ネット

ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3 階

電話・FAX

055-269-7771

Mail info@yamanashi-csnet.jp

地方消費者行政の充実を求める山梨県議会請願が 全会派一致で採択されました！

消費者被害・トラブルを防止・救済するためには、県や市町村の消費生活相談体制を確保することをはじめとした消費者行政の強化が非常に重要です。そのために活用できる国の交付金の使用期限が近づき、このままでは地方消費者行政の衰退につながるおそれがあります。

国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、やまなし消費者支援ネット・山梨県弁護士会・山梨県司法書士会・山梨県消費者団体連絡協議会等で、山梨県議会に「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を国及び政府に対して提出するよう求める請願活動を行いました。請願は県議会6月定例会において全会派一致で採択され、山梨県議会は国に対して7月10日に意見書を提出しました。

意見書の要望内容は以下の事項です。

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財政措置を検討すること。
また、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を行うこと。
- 2 地方公共団体が消費者行政を行うために必要としている十分な額の予算措置を行い、地方公共団体の置かれている状況を鑑みた仕組みとすること。また、国が進めるDX化に係る予算も国の責任で措置すること。
- 3 消費生活相談員の安定的な確保並びに処遇改善に係る制度設計及び必要な予算措置をすること。



屋根工事の点検商法トラブルが増えています。 県内でもトラブル情報が寄せられています。

「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し「屋根瓦がずれている」と言われ、不安をあおって工事契約をする手口です。

以下は、トラブルを防ぐための国民生活センターのアドバイスです。

- ★突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ★屋根工事はすぐに契約しないで家族や知合いに相談して検討しましょう。
- ★不安を感じたらすぐに消費生活センターや「188」に相談しましょう。

屋根工事点検商法に
注意！国民生活セン
ターアドバイスです



○「188:いやや」は最寄りの消費生活センターにつながる全国共通の電話番号です。

○情報提供やお問合わせはホームページをご覧ください。「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。

消費者被害・トラブル110番 弁護士無料相談会を開催しました

2024年7月27日（土）、ユーコープちづか店コミュニティルームで、弁護士による消費者トラブルの無料相談会を開催し、やまなし消費者支援ネットの弁護士2人が相談を受け付けました。当日は、「排水工工事のチラシに疑問がある。」他、化粧品や健康食品の通信販売についてなど3件の相談がありました。

弁護士に相談できる良い機会なので、これからも継続して開催していきます。

シリーズ！みんなで学ぼう！

◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します



その3 [特定商取引法]・・・③連鎖販売取引

「連鎖販売取引」は、「マルチ商法」や「ネットワークビジネス」、「MLM」などとも言われている取引です。商品やサービスの購入者が新たな購入者を勧誘し、その相手に販売することで手数料などの利益を得ることを繰り返し、ピラミッド状に取引が拡大していくというものです。消費者が、被害者になるだけでなく加害者になってしまう可能性もある点で注意が必要です。

連鎖販売取引では、消費者が十分な理解をしないまま契約してしまう危険があるため、事業者(勧誘者)には、勧誘の前にこれから勧誘を行うことを明示することや、商品内容や利益などについての不実告知の禁止、誇大広告の禁止、事業の概要を記載した書面や法定事項を記載した契約書の交付などが義務づけられています。また、事業者は、消費者に対して、原則としてあらかじめ承諾がない限り、電子メールやFAXで広告を送信することが禁止されています。

連鎖販売取引には、クーリングオフ制度があり、契約書の交付を受けた日又は商品の引き渡しを受けた日のうち、遅い方の日から20日以内であれば契約の解除等ができます。

連鎖販売取引の加入の際に不実告知がなされたような場合や、広告に著しく事実と異なる表示や誤認させるような表示があったような場合、「確実に利益がでる」というような勧誘がなされた場合には、適格消費者団体による差し止め請求の対象となります。

●次回は、特定商取引法 ④「電話勧誘販売」です。



理事のひとこと



「お金があれば、お菓子を買うことができ、美味しさ、楽しさ、うれしさを買うことができ、虫歯も買うことができます。・・・」(五味太郎著「買物絵本」)

Eテレの本の紹介番組「もっとお金が欲しいと思った時に読む本」で紹介された絵本の一文です。いくつかの具体例(物やサービス)を挙げ、お金で何を買うことができるのか。暮らしと経済を見つめ直す、大人も楽しめる考察絵本です。

私達は、何気なく買い物をしています。その買い物には、本人の目的以外の様々なものがついていて、それも買うことになります。筆者流にいうと「買うことができる」。ユニークなイラストも興味深く、手元において折に触れ、時々読み返したい一冊です。

『今日、あなたは何かを買いましたか?』

理事 相川都代美

